

平成29年度

肥育素牛導入支援事業補助金

評価表

NO.

29

所管部課名	畜産課	担当者	宮路					
事務事業名	家畜導入支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱及び肥育素牛導入支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	6,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	肉用牛の生産額		71.0 億円		平成34年度			
成果指標②	肥育素牛導入頭数		550 頭		平成34年度			
補助対象者	肥育農家							
補助対象経費	素牛の保留・導入に対する一部助成 黒毛和種肥育：薩摩中央家畜市場からの導入・保留 交雑種等肥育：県内外からの導入							
補助対象事業・活動の内容	黒毛和種・交雑種の飼養農家に対し、薩摩中央家畜市場等で肥育素牛を導入・保留した場合、その費用の一部を助成することで、枝肉価格低迷で厳しい経営を支援する。							
補助金額又は補助率	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
上記項目の積算方法	黒毛和種：1頭当り 15,000円（50頭上限） 交雑種等：1頭当り 5,000円（50頭上限）							
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年（決算状況）	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	245,228,000	97.3%	229,333,000	97.7%	268,745,000	98.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	245,228,000	97.3%	229,333,000	97.7%	268,745,000	98.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	6,795,000	2.7%	5,390,000	2.3%	5,550,000	2.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	計	252,023,000	100.0%	234,723,000	100.0%	274,295,000	100.0%
		事業費	252,023,000	100.0%	234,723,000	100.0%	274,295,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	252,023,000	100.0%	234,723,000	100.0%	274,295,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				93.1%		116.9%
	自己資金/前年度自己資金				93.5%		117.2%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	25		20		17			
成果指標の推移①	57.5 億円		70.3 億円		71.0 億円			
成果指標の推移②	553 頭		452 頭		466 頭			
特記すべき事項等	【今年度改善点】特になし 【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」、指摘事項は「特になし」 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】事業説明会時に周知 【費用対効果】肥育農家の経営安定に寄与している。 【補助事業以外の事業】 【その他】肥育素牛や配合飼料等の生産費が高いなか、肥育農家は厳しい経営状況が続いているため支援は必要である。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	すべての肥育農家を対象にしており、公益性を有している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	肥育素牛導入経費や配合飼料等の生産費は高止まりの一方で、枝肉相場は若干は持ち直しているものの、依然として肥育農家は厳しい経営状況が続いているため、支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	厳しい経営が続く肥育農家に対する支援策であり、本市の肥育農家戸数は減少しているが、飼養頭数は横ばい状況で推移していることから一定の成果を収めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要綱で定めた補助対象者である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領で交付基準を定めている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	肥育農家の厳しい経営状況が改善されるまで実施する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	C	肥育農家を補助対象としており公益性は低い。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	肥育農家戸数が減少する中で、当該事業により飼養頭数は横ばいで推移していることから適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	肥育素牛導入支援事業補助金交付要領で定めている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 肥育農家戸数が減少するなかで、飼養頭数の維持が図られ、肥育農家の経営安定を図るために有効な事業である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

肥育素牛導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる肥育素牛導入支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない肉用牛肥育農家に対して交付する。

2 肥育素牛導入支援事業補助金に係る補助事業等は、肉用牛肥育素牛の導入保留によるものであること。

(補助金の額)

第3条 肥育素牛導入支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次に定める額とする。

- (1) 黒毛和種：1頭当たり 15,000円（50頭上限）
- (2) 交雑種等：1頭当たり 5,000円（50頭上限）

(補助対象経費)

第4条 肥育素牛導入支援事業補助金は、次に定める肥育素牛の導入保留を行った畜産農家に対し交付する。

- (1) 黒毛和種肥育：薩摩中央家畜市場からの導入保留
- (2) 交雑種等肥育：県内外からの導入

(交付の申請)

第5条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に肥育素牛導入支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 肥育素牛導入支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る子牛セリ市等での導入保留が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 肥育素牛導入支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）

は、肥育素牛の導入保留頭数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の畜産政策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 肥育素牛導入支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。